

災害体験用物品 (AR・VR) 貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、市民一人ひとりの更なる防災意識の向上を目的とした普及啓発のため、災害体験用物品 (AR・VR) を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 下記記載の災害体験用物品 (以下「市防災物品」という。) について貸出すものとする。

- (1) 「浸水体験シミュレーター (AR)」 一式 (1 台)
- (2) 「火災体験シミュレーター (AR)」 一式 (1 台)
- (3) 「地震体験シミュレーター (VR)」 一式 (1 台)

(貸出対象)

第3条 市防災物品を借り受けるもの (借受者) は、次の各号に定める各種団体の長 (代表) とする。

- (1) 町会・自治会
- (2) 自主防災組織及び避難所運営委員会
- (3) 学校及び P T A 等学校関係団体
- (4) 特定非営利活動法人・社会福祉法人
- (5) 公共的活動を行うすべての団体 (法人であるかどうかを問わない)
- (6) 市内企業
- (7) 前各号に定めるほか、市長が特に適当と認める団体

(使用目的)

第4条 貸出の使用目的は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 前条で定める各種団体が開催する防災訓練や行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催する行事でないもの。
 - (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に適当と認める行事。
- 2 前項に規定する使用目的に係る行事は、松戸市内で開催するものに限る。

(貸出及び返却方法等)

第5条 貸出及び返却方法については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市防災物品の貸出を希望する各種団体は、事前に危機管理課に電話またはメール等にて物品の貸出状況を確認のうえ申込を行い、貸出日までに「訓練計画書」または「イベントの告知資料」等と必要事項を記入した「災害体験用物品 (AR・VR)

貸出依頼書(第1号様式)」を、危機管理課にメール、FAX または持参にて提出し承認を得るものとする。

- (2) 貸出の申込は、貸出予定日の3か月前の日から貸出前日（市役所が閉庁日の場合は前日の開庁日）まで受け付けるものとする。
- (3) 市長は、前項による申込が適当と認められるときは、借用者に対し市防災物品を貸出すものとする。
- (4) 一度に借用可能な市防災物品については、第2条に記載の最大3台までとする。
- (5) 同一時期に複数の申込があった場合には、先着順とし、確実に貸出を実施するため1日に1団体までとする。
- (6) 借受者は、借用日以降（開庁日17時まで）に2名以上で直接危機管理課に来庁し、借受者の顔写真付きの身分証明書の写しを提出のうえ、市防災物品を受取ること。
- (7) 借受者は、市防災物品受取時に使用方法及び注意点についてレクチャーを受けること。
- (8) 借受者は、市防災物品を返却する際は、返却日までに貸出時の現状に復したのち、直接危機管理課へ来庁し、返却を行うものとする。

（貸出取消）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を取消することができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 災害時等やむを得ない事情があるとき。
- (3) その他市長が取消することが必要であると認めたとき。

2 借受者は、前項により貸出が取り消されたときには、直ちに市防災物品を返却しなければならない。

（貸出期間）

第7条 貸出期間は、原則として開庁日（平日8時30分から17時まで）を起点として最大4日間とする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

（貸出料金）

第8条 貸出料金は無料とする。ただし、使用前後についての充電に係る費用は、借受者負担とする。

（遵守事項）

第9条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な注意をもって市防災物品を管理するものとする。

- (2) 事故又は故障が生じたときは、直ちにその旨を松戸市へ報告するものとする。
- (3) 市防災物品の紛失、盗難のないよう万全を期さなければならない。

(禁止事項等)

第10条 借受者は、次の号に掲げる事項を行ってはいけない。

- (1) 前条に掲げる遵守事項に違反すること
 - (2) 市防災物品の未就学児を対象とした使用
 - (3) 市防災物品を使用しての営利目的の活動
 - (4) 市防災物品の個人的な使用
 - (5) 市防災物品の飲酒状態での使用
 - (6) 市防災物品の第三者への転貸
 - (7) 市防災物品のオンラインでの使用及び現状の変更
 - (8) 市防災物品からの各コンテンツの変更
- 2 借受者が前項に掲げる禁止事項を行ったことが判明した場合は、その貸出を取消し、その借受人及び団体から以後の依頼を受け付けない。

(損害賠償)

第11条 使用者が市防災物品を紛失や滅失、自己の責任により毀損または故障させた場合は、使用者は遅滞なく松戸市に報告するとともに、責任をもって弁償または修繕を行うものとする。

(事故等の処理)

第12条 市防災物品の使用によって生じた事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合等に関しては、使用者の責任において処理するものとし、松戸市は、損害賠償、損失補償、その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

災害体験用物品(AR・VR)貸出依頼書

令和 年 月 日

松戸市 総務部 危機管理課長 様

下記のとおり市防災物品の貸出を依頼いたします。

貸出希望 物品	☐ 「浸水体験シミュレーター(AR)」 一式(1台) <iPhone、Google、充電器>			
	☐ 「火災体験シミュレーター(AR)」 一式(1台) <Google、コントローラー左右、充電器>			
	☐ 「地震体験シミュレーター(VR)」 一式(1台) <Google、コントローラー左右、充電器>			
	※体験人数分のアイマスクと除菌シートもお渡ししますのでご利用ください。			
貸出期間	貸 出	年	月	日
	実 施	年	月	日
	返納予定	年	月	日 (合計 日間)
団体名				
使用 責任者 (団体代表者)	ふりがな	電話 ()		
	氏名	住所		
使用 担当者	①氏名:	電話 ()		
	②氏名:	電話 ()		
	③氏名:	電話 ()		
使用目的				
使用場所				
参加者	名			

【危機管理課使用欄】

<貸出時>

- ☐ 貸出依頼書記載の現品状況を確認した。
- ☐ 貸出物品の使用方法及び注意点について確認した。
- ☐ 貸出要領に記載の遵守事項(第9条)及び禁止事項等(第10条)について確認した。

<返却時>

- ☐ 破損・紛失等について確認した。
- (異常がある場合、物品の不具合等報告事項に内容を記載)

物品の不具合等報告事項	貸出時受付者印	返却時受付者印

※ご提出いただいた個人情報については、災害体験用物品(AR・VR)貸出事業でのみ使用いたします。